

# I C T利活用官民連携プラットフォームに係るタブレット端末等 及び通信回線の調達業務に係る契約書

収 入

印 紙

京都府を甲とし、〇〇〇〇〇を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり I C T利活用官民連携プラットフォームに係るタブレット端末等及び通信回線の調達業務に係る契約を締結する。

## 第1章 契約要項

(契約要項)

**第1条** この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 契約の対象

I C T利活用官民連携プラットフォームに係るタブレット端末等及び通信回線 一式

(2) 契約金額

ア タブレット端末等の調達

売買金額 〇〇〇〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)

イ 通信回線の提供

通信料 〇〇〇〇〇〇円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)

なお、月額については**月額別表**のとおりとする。

第10条第2項に定める契約期間において、法令の改正、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、通信料を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

(3) 支払方法

口座振替

(4) 契約保証金

〇〇〇〇〇円

※規則 159 条第2項各号のいずれかに該当する場合には免除

(5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.7パーセント

## 第2章 タブレット端末等の調達業務

(調達対象等)

**第2条** タブレット端末等の調達に係る調達対象等は、次のとおりとする。

(1) 調達対象 I C T利活用官民連携プラットフォームに係るタブレット端末等 (別添仕様書のとおり)

(2) 納入期限 令和2年3月27日

(3) 納入場所 京都府教育庁指導部高校教育課

(納入及び検査)

**第3条** 乙は、前条第3号の納入場所に同条第1号の目的物を持参したときは、直ちに納品書によりその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 検査に要する費用及び検査のため変質、変形、き損又は消耗したものは、乙の負担とする。

5 目的物の引渡しは、甲の検査終了と同時に完了するものとする。

(所有権の移転)

**第4条** 目的物の所有権は、引渡しがあったときに、乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

**第5条** 目的物の引渡し前に生じた目的物の滅失、き損、減量、変質その他一切の損害は、甲の責めに帰すべきものを除き乙の負担とし、目的物の引渡し後に生じたこれらの損害は、乙の責めに帰すべきものを除き甲の負担とする。

(支払)

**第6条** 乙は、目的物の引き渡し後、売買金額に係る適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に売買金額を乙に支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に売買金額を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

**第7条** 甲が第3条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

**第8条** 乙は、その責めに帰すべき理由により納入期限内に合格品を完納できないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、売買金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第6条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替える。

2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

(かし担保)

**第9条** 甲は、目的物の引渡し完了後に、契約要項との相違又は目的物に隠れたかきを発見したときは、乙に対し代品納入、かしの修補又は代金減額を請求することができる。この場合、当該かしの存在によってこの契約の目的を達することができないときは、甲は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、さらに損害があるときは、甲は、損害賠償の請求をすることができる。

### 第3章 通信回線の提供業務

**第10条** 通信回線の提供業務に係る契約対象等は、次のとおりとする。

(1) 契約対象 タブレット端末に係る通信回線（別添仕様書のとおり）

(2) 契約期間 令和2年3月27日から令和5年3月26日まで

(通信料の支払)

**第11条** 乙は、別表に定める各月分の通信料の支払いを翌月末までに書面をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に通信料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に通信料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定より計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(予算削減に係る契約の解除等)

**第11条の2** 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき通信料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

2 甲が前項の規定により契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は当該損害の賠償を請求することができる。

#### 第4章 一般事項

(契約の解除)

**第12条** 甲は、第9条第1項後段の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を経過しても着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、甲が第6条第2項又は第11条第2項の期間を経過しても契約金額を支払わないときは、この契約を解除することができる。

(談合等による解除)

**第13条** 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

**第14条** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

- (1) 第9条第1項後段及び第12条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第12条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約金額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。
- (損害賠償の予定)

**第15条** 乙は、第13条各号のいずれかに該当するときは、目的物の引渡しの完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(契約保証金) ※規則159条第2項各号のいずれかに該当する場合には削除

**第15条の2** 甲は、第1条第4号の契約保証金を第8条第1項の遅延賠償金及び第14条第1項の違約金に充当することができる。

- 2 甲は、目的物の引渡し後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。
- (期限の利益の喪失)

**第16条** 第14条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

(相殺予約)

**第17条** この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

**第18条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(関係法令の遵守)

**第19条** 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

**第20条** この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三



乙

